

吉川市学校給食センター整備運営事業

第2回

入札説明書等への質問の回答

平成25年12月6日

吉川市

入札説明書に係る質問一覧

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	8	3	2				①	e	業務実施企業の参加資格要件	「公益的施設」に「病院」または「老人ホームなどの福祉施設」は該当いたしますでしょうか。	該当します。なお、集団調理施設とは、健康増進法に基づき、大量調理施設衛生管理マニュアルにおいて、厚生労働省が「特定給食施設」として定義している「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」を指しています。
2	11	5	2	(2)					入札説明会等	既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の設計図、造成計画図、地盤調査資料の閲覧をとございますが、提案を行うに当たり資料の配布をお願いできませんでしょうか。	閲覧資料とします。ただし、コピーは不可とします。
3	11	5	2	(3)					入札説明会等	また配布が不可の場合閲覧資料のコピーはできますでしょうか。	コピーは不可とします。
4	11	5	2	(3)					入札説明会等	関小学校及び栄小学校給食配膳室見学会は終了しておりますが、今後現場調査は可能でしょうか。	予定はしていません。
5	15	7	1	(1)					給排水都市ガス	給排水について管理者と本件の協議(問い合わせ)をしてもよろしいでしょうか。	許可します。
6	15	7	1	(1)					その他	「吉川市洪水ハザードマップ・・・水深は1.0～2.0未満」とありますが、敷地の現状地盤からの高さと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	17	7	4				③		資金計画・事業収支計画に関する条件	入札説明書に係る質問一覧No.20にて、一時金算出の計算式は税込と回答されていますが、税抜き金額を算出する場合は、提示されている各交付金・地方債相当額を1.08で除し算出することによいのでしょうか。1.08で除すと端数が出てしまうため、一時金の金額算出を明確にするため、可能であれば税抜きで金額の算出根拠を提示いただきたくお願いします。	前段:お見込みのとおりです。 後段:税抜き金額の端数処理方法については、小数点以下切り捨てとします。入札説明書を修正します。
8	17	7	4				③		資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金のウを算するための「その他地方債相当額」は、様式K-1初期投資費見積書記載の「5 新学校給食センター建築工事」の(1)～(7)の金額との認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書に係る質問一覧

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a	項目等	質問内容	回答
9	18	7	10	(2)					<p>予想されるリスクと責任分担</p>	<p>平成25年8月公表の実施方針(案)への質問及び意見の回答にて以下の質問につきましては、入札説明書等の公表時にご提示いただくこととなっておりますが事業契約書(案)では確認できませんでしたので、詳細をご教示いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>①No.35:リスク分担表No.18(第三者賠償リスク/上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償)</p> <p>②No.41:リスク分担表No.43(土地の瑕疵(土壤汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等)</p> <p>③No.43:リスク分担表No.51(設計・建設段階の施設損害リスク/上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償)</p> <p>④No.44:リスク分担表No.60(維持管理・運営段階の施設損害リスク/上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償)</p> <p>⑤No.47:リスク分担表No.74(配送及び配膳遅延リスク/上記以外の第三者の事由によるもの)</p>	<p>事業契約書に記載のとおりです。基本的に不可抗力に該当する事象としてご理解ください。</p>

事業契約書(案) 契約書、契約約款に係る質問一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	14	5	5	34	1	(5)		履行保証保険	契約保証の方法として、市以外の者(SPC)を被保険者とする履行保証保険の付保が認められておりますが、調査・設計、建設、厨房機器設置、工事監理の各業務開始日から各業務受託企業がそれぞれの受託業務費の10分の1以上について履行保証保険を付保する(SPCが被保険者)方法を認めていただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	不可とします。
2		○	14	5	5	34	1	(5)		契約保証	第1回質問回答NO29の維持管理運営期間の契約保証と同様に、設計及び建設工事等の契約保証についても、第34条第1項の各号の方法を組み合わせることで、同条第2項の金額を満足させることは可能でしょうか。	可能です。
3		○	14	5	5	34	1	(5)		契約保証	設計及び建設工事等業務の契約保証について、当初は契約保証金の納付とし、履行保証保険を付保した段階で履行保証保険に切り替えることは可能でしょうか。	可能です。
4		○	14	5	5	34	2			設計及び建設工事等業務の契約保証金	設計及び建設工事等業務の契約保証金については、第34条第1項に定める保証から複数の保証を組み合わせる方法、例えば、契約保証金の納付と履行保証保険契約の締結を組み合わせるなどの方法により、同条第2項の金額を満足させる保証方法は可能でしょうか。維持管理・運営期間中の契約保証金については第1回質問回答No.29にて可能との回答でしたが、設計及び建設工事等業務についても念のため確認させてください。	No.2を御参照ください。
5		○	24	6	5	56	4			維持管理及び運営業務の契約保証	事業契約書(案)契約書、契約約款に係る質問No.36にて、消費税率の改正に伴い現状想定される経費については提案価格に見込んで提案とありますが、「現状想定される」消費税率の改正とはいつの時点で何%になることを想定すべきでしょうか。提出する資金計画にも影響を与える部分であるため、全事業者統一の基準をお示しいただきたく。	現状想定される消費税率としては、平成25年3月に改正された消費税法を参考としてください。(平成26年4月1日より8.0%、平成27年10月1日より10.0%) ただし、設計及び建設工事等業務のサービスの対価については、税率に関する経過措置が適用されることを想定しています。
6		○	28	9		65	4			本市による本契約の終了	違約金は民法第420条第3項の損害賠償の予定であり、事業者の事由により事業契約が解除となった場合、市に発生した損害に対して違約金が充当されるとの認識でよろしいでしょうか。「市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではないこと」については、市に発生した損害が万が一違約金を上回った場合の損害賠償請求について記載しているとの理解です。プロジェクトファイナンスにおいては事業におけるリスク金額を明確にし、リスクに対応するファイナンススキームを構築することで金融機関からの資金調達が可能となります。当該リスク金額を明確にし、プロジェクトファイナンスによる資金調達をするためにも、違約金は損害賠償の予定という認識です。そうでなければ、プロジェクトファイナンスによる資金調達ができなくなりますのでご理解ください。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案) 契約書、契約約款に係る質問一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
7		○	28	9		65	4	(1)	ア	本市による本契約の終了	「当該違約金の支払により市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない」とありますが、「市が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を市が事業者に請求できる」という理解で宜しいでしょうか。	No.6を御参照ください。
8		○	29	9		65	4	(2)	ア	本市による本契約の終了	同上	No.6を御参照ください。
9		○	28			65	4	(1)		本市による本契約の終了	関小学校及び栄小学校の配膳室整備期間における違約金は、「ア施設整備費」のうち関小学校及び栄小学校の配膳室等増築工事費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1との理解でよろしいでしょうか。関小学校及び栄小学校の配膳室整備期間は新設学校給食センターの引渡し後であり、「ア施設整備費」としてしまつと、引渡が完了している新設給食センターの整備費も含まれてしまうため、違約金の金額が関小学校及び栄小学校の配膳室等増築工事費の金額を上回る可能性があり、不適切な違約金設定の規定となっております。業務に対応した設定としていただきたくお願いします。	事業契約書別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における既存学校給食調理場の解体・撤去工事費、関小学校及び栄小学校配膳室等増築工事に係る調査・設計費、調査・設計費、建設工事費及び工事管理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1となります。
10		○	28			65	4	(1)		本市による本契約の終了	既存学校給食センターの解体・撤去期間における違約金は、「ア施設整備費」のうち既存学校給食センターの解体・撤去工事費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1との理解でよろしいでしょうか。解体・撤去期間は新設学校給食センターの引渡し後であり、「ア施設整備費」としてしまつと、引渡が完了している新設給食センターの整備費も含まれてしまうため、違約金の金額が既存学校給食センターの解体・撤去工事費の金額を上回る可能性があり、不適切な違約金設定の規定となっております。業務に対応した設定としていただきたくお願いします。	事業契約書別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における既存学校給食センターの解体・撤去工事費、既存学校給食調理場の解体・撤去工事費、関小学校及び栄小学校配膳室等増築工事に係る調査・設計費、調査・設計費、建設工事費及び工事管理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1となります。
11		○	35	12		73	3			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	関小学校及び栄小学校の配膳室整備期間に発生した不可抗力による追加費用の負担については、「ア施設整備費」のうち関小学校及び栄小学校の配膳室等増築工事に係る調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用が事業者負担であり、残額は市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における関小学校及び栄小学校の配膳室の増築に係る調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額、又は、「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「ウ維持管理費」及び「エ運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用の合計額までは、事業者が負担するものとし、残額を市の負担とします。

事業契約書(案) 契約書、契約約款に係る質問一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
12		○	35	12		73	3			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	既存学校給食センターの解体・撤去期間に発生した不可抗力による追加費用の負担については、「ア施設整備費」のうち既存学校給食センターの解体・撤去工事費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用が事業者負担であり、残額は市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における既存学校給食センターの解体・撤去工事、既存学校給食調理場の解体・撤去工事、関小学校及び栄小学校配膳室等増築工事に係る調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額、又は、「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「ウ維持管理費」及び「エ運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用の合計額までは、事業者が負担するものとし、残額を市の負担とします。

事業契約書(案) 契約書別紙に係る質問一覧

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	3	45						(表1) 請負業者賠償責任保険	第1回質問回答No.4によれば保険契約者は請負人との原案とおりにする回答ですが、保険契約者を事業者とし被保険者を市、事業者、請負人、全下請負人とする事は保険の効果が劣後するものではなく、むしろ付保漏れを防ぐ意味からもメリットがある方法と考えられますので、事業者を保険契約者としてをお認めください。	原案のとおりとします。
2	3	45						(表1) 建設工事保険	第1回質問回答No.5によれば保険契約者は請負人との原案とおりにする回答ですが、保険契約者を事業者とし被保険者を市、事業者、請負人、全下請負人とする事は保険の効果が劣後するものではなく、むしろ付保漏れを防ぐ意味からもメリットがある方法と考えられますので、事業者を保険契約者としてをお認めください。	原案のとおりとします。
3	3	45						(表1) 維持管理及び運営業務業者賠償責任保険	第1回質問回答No.9によれば保険契約者は維持管理及び運営業務の受託者との原案とおりにする回答ですが、保険契約者を事業者とし被保険者を事業者、維持管理及び運営業務の受託者とする事は保険の効果が劣後するものではなく、むしろ付保漏れを防ぐ意味からもメリットがある方法と考えられますので、事業者を保険契約者としてをお認めください。	原案のとおりとします。
4	4	46	1		①			設計及び建設工事等業務のサービス対価	基準金利は、TSR10年物を採用する旨の記載となっておりますが、本事業は約15年の事業です。11月8日質問回答において、「事業期間を通じて、基準金利の見直しは行わない」旨の回答が公表されました。この場合、金融機関の金利は、「15年物」基準であるにもかかわらず、「10年物」の金利から何%上乘せすれば「15年物」金利となるかを予想しなければなりません。そのため、金利コストが「原価割れ」を起こさないようにするため、余裕を持ったスプレッドを提示せざるを得ません(今後国の方針通りの物価上昇・金利上昇が見込まれる局面では、ボラティリティーの高い15年物の金利変動予測は現状の10年物との金利差より高めに考えざるを得ません)。本事業のVFMの極大化のためには、事業期間と基準金利期間のミスマッチを解消し、基準金利はTSR15年物とされるべきではないでしょうか。	基準金利につきましては、10年後の見直しを想定することとします。契約書別紙4を修正します。
5	4	46	1		①			設計及び建設工事等業務のサービス対価	設計及び建設工事等業務のサービス対価の割賦期間は15年ですので、基準金利の見直しを行わないのであれば、15年物の基準金利を使用すべきではないでしょうか。プロジェクトファイナンスで資金を拠出する金融機関は、15年間の資金調達に用いる基準金利が10年物であると、当該期間の差に対応するため、余計にスプレッドを上乘せしなくてはならず、VFMが低減してしまいます。	No.4を御参照ください。

事業契約書(案) 契約書別紙に係る質問一覧

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
6	4	46	1		①			設計及び建設工事等業務のサービス対価	基準金利につき、「6箇月LIBORベース10年物」とありますが、事業期間が約15年であることを鑑みて、「6箇月LIBOR15年物」が適切かと思いますが、いかがでしょうか。	No.4を御参照ください。
7	4	46	1		①			設計及び建設工事等業務のサービスの対価	事業契約書(案)契約書別紙に係る質問No.10にて、事業期間を通じて基準金利の見直しは行わないとのことですが、一方で事業契約書記載のTSRは10年物のままとっております。事業期間は15年のためTSR15年物を基準金利とすることが合理的と考えますがいかがでしょうか。仮に15年物を採用されない場合については、その理由について合理的なご説明をお願い致します。	No.4を御参照ください。
8	4	46	1		①			設計及び建設工事等業務のサービスの対価	基準金利はTSR10年物とされており、実施方針(平成25年9月修正)資料1「リスク分担表」No.20「金利変動リスク」には「維持管理、運営期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定する。」との記載との整合性から、基準金利の見直しを前提とした記載と理解致します。基準金利の見直し年月日をお示し願います。 (入札説明書等への質問の回答(第1回)「事業期間を通じて、基準金利の見直しは行いません。」との回答を拝見した上で、再確認させて頂きたくご質問するものです。)	No.4を御参照ください。
9	4	55	3					支払方法	本事業での一時支払金は金額変更が予定されておりますが、概ねどの程度の誤差を想定されているのかご教授ください。(資金調達をする際のコミットメントライン設定の参考としたいため。)	金額変更を予定しているわけではなく、金額変更があった場合のリスク分担について明記しているものです。

要求水準書に係る質問一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
1	○		4	1	3	2	(3)			維持管理業務	事業の対象範囲にあります①建築物保守管理業務、②建築設備・厨房機器等保守管理業務には、関小学校及び栄小学校の配膳室の維持管理業務は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		8	1	6	1	1	①		その他	敷地を横断する用水路の将来整備する暗渠の構造は配送車等の通行に耐えられる構造体と考え、盛り替えや構造補強は必要ないとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		15	2	1	4	(1)	①	i)	照明・電灯コンセント設備	重要負荷のコンセントには避雷対策を講じることとありますが、重要負荷を具体的に教えてください。	パソコンや冷凍・冷蔵に係る機器等が想定されますが、具体的には事業者の提案によるものとします。
4	○		19	2	1	4	(3)	③	v)	衛生設備等	手洗い設備の排水が床に流れないように工夫することとありますが、通常は排水配管接続であり、この意味合いを御教え下さい。	直接排水設備に接続していただければ結構です。
5	○		20	2	1	5		②	i)	下水道延伸工事	下水道延伸工事に関し、既設水路構造図を閲覧させていただきましたところ、横断水路(鍋小路水路2200×900)が確認できましたが、当該横断水路に関し、以下の点をご教示願います。 ① 基礎部地盤改良厚の数値 ② 改良体内への下水管布設の可否 ③ ②が不可の場合、改良体との離隔は、水路管理者との事前の協議を踏まえて、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	①1.00mです。 ②不可とします。 ③0.30m以上としてください。なお、施工時期は、平成26年10月～平成27年3月もしくは平成27年10月～平成28年1月までの間とすることとし、要求水準書を修正します。
6	○		22	2	2	1	(2)		i)	コンテナ室、器具洗浄室(和え物室用・調理室用)、発送室	洗浄したコンテナは、機器により消毒し、保管することとございますが、コンテナの機器による消毒方式には大きく分けて2種類ございます。1. コンテナごと保管機内に収納してコンテナの内側及び外側も熱風乾燥消毒するコンテナインタイプ。2. コンテナ内部のみ熱風を循環させて熱風乾燥消毒する天井吊下げ型タイプ。どちらもコンテナ内に収納した食器類は熱風消毒可能です。どちらの機種も提案可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	○		25	2	2	1	(6)	①	ii)	会議室等	業務用冷蔵庫・冷凍庫とございますが、近年では容量500L以上の家庭用もございまして、家庭用が音も静かで会議室には向いているかと思われませんが、業務用でよろしいのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
8	○		25	2	2	1	(6)	①	ii)	会議室(兼調理研修室)	ウェブカメラとありますが、会議室内を撮影・録画するウェブカメラと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	○		27	2	1		(12)			駐車場	敷地内に従業員の駐車スペースを確保してもよいとのことですが(要求水準に係る質問回答NO23)、市職員用・来客用としての必要台数をお教えてください。	市職員用7台程度、来客用10台程度で想定しています。

要求水準書に係る質問一覧

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
10	○		27	2	2	1	(12)		i)	駐車場	入札説明書等に関する質問の回答(第1回)にて、従業員の駐車スペースは敷地内に確保することは可し、駐車場使用料については、類似地における本市の借地料に相当する額を想定しています。とのことですが、具体的な金額をご教示いただけますでしょうか。	駐車場使用料については、1台当たり3,500円/月程度を想定しています。要求水準書を修正します。
11	○		27	2	2	1	(12)		i)	駐車場	入札説明書等への質問の回答[第1回]により従業員用の駐車スペースを確保することは可能とありましたが、吉川市及び来客用で必要とする台数が決まっておりますらご教授願います。	No.9を御参照ください。
12	○		27	2	2	1	12		i)	駐車場	吉川市まちづくり整備基準条例第10条(5)、建築物の延べ面積100㎡あたり1台以上の駐車場の確保は当該敷地内でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	○		27	2	2	1	12		i)	駐車場	従業員の駐車スペースは必要に応じ近接地に確保することとございますが、用地確保及び整備工事は事業者負担でしょうか。	お見込みのとおりですが、敷地内駐車場の利用は可能です。敷地内で不足する場合は、借地や賃貸駐車場の利用も視野に入れ、事業者の提案によるものとします。
14	○		28	2	2	2				関小学校及び栄小学校の配膳室	配膳室の増築にあたり、一時的に既存校舎の改修を行いたいのですが、構造的に影響がないかご教授願います。回答例)外壁に新たな開口を開けたとしても、どの部位も構造上問題ない。	構造上、開口部を設けることを想定していないため、開口が必要な場合には別途構造計算を実施してください。
15	○		36	3	3	4	(3)		ii)	増築工事	増築工事が夏季休業期間中に完了しない場合、作業時間、仮囲いの範囲、騒音・振動規制値の強化など、学校側からの留意点等ありましたら内容をご教示願います。	現段階では特に留意する点はありませんが、授業が行われているので、当然ながら騒音・振動や児童の安全確保、学校行事の実施については配慮が必要になります。
16	○		36	3	3	4	(2)		ii)	既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去業務	施設内にあるすべての厨房機器等を撤去・処分することとありますが、コンテナも撤去及び処分する事との認識で宜しいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	○		36	3	3	4	(2)		ii)	厨房機器の撤去	既存施設内の厨房機器リストを公表していただくことは可能でしょうか。	作成次第、追って公表します。
18	○		36	3	3	4	(2)		iii)	アスベスト処理	第1回質問回答 要求水準書に係る質問のNo.31にて、「外壁部分や内外装用ボードなどの通常混入が想定される部分」とありますが、「通常混入が想定される部分」には、レベル1の建材及び天井裏に隠蔽されていて確認できない保温材等のレベル2の建材は含まず、レベル3の建材のうち外壁及び内外装用ボード等であるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおり
19	○		36	3	3	4	(2)		iii)	アスベスト処理	第1回質問回答 要求水準書に係る質問のNo.32にて、当該外壁部分を全面において調査のうえ、とありますが、現時点で提案者側が事前調査することは可能でしょうか。ご教示願います。	不可とします。

要求水準書に係る質問一覧

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
20	○		36	3	3	4	(2)		iii)	解体撤去業務	平成25年10月2日の現地調査にて、関小学校等に煙突が見受けられましたが、ダイオキシンへの対応につき以下ご教示願います。 ①調査、処理方法につき検討の必要があるでしょうか。 ②ダイオキシンにつき貴市による調査結果がありましたら公表可能でしょうか。 ③現時点で提案者側が事前調査することは可能でしょうか。	①不要です。 ②調査はしていません。 ③不可とします。 なお、煙突はボイラー用であり、ボイラーの燃料は都市ガスです。
21	○		36	3	3	4	(2)		iv)	解体後の敷地	既存学校給食センターの解体後の敷地は更地とし、外部からの侵入を防ぐ対策を講じること、とありますが、以下ご教示願います。 ①更地にするとありますが、アスファルト撤去までは不要との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。 ②既存フェンスを利用することは可能との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	①②アスファルト舗装、既存フェンスも含めた構造体について、解体・撤去願います。 要求水準書を修正します。
22	○		36	3	3	4	(2)		v)	給食調理場の解体撤去	平成25年8月公表の要求水準書(案)に関する質問回答No.42に記載されている切り回しに関し、解体撤去開始前に配管の切り回し等が必要な場合は、現在指定されている工事期間の前に工事可能との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	基本的には夏季休業期間中と考えますが、その工事の内容や状況により別途協議に応じます。
23	○		36	3	3	4	(2)		v)	既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去業務	「関小学校給食調理場及び栄小学校給食調理場の解体・撤去は、原則として平成28年度の夏季休業期間中に完了すること。」とありますが、予定されている夏季休業期間をご教示下さい。	7月21日から8月31日となっています。
24	○		36	3	4	4	(2)		i)	既存学校給食センターの杭撤去	杭撤去につき、第一学校給食センターは関小学校、栄小学校と同様にGL-2.5mまで撤去、第二学校給食センターは全杭を撤去するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。なお、要求水準書を修正します。
25	○		41	3	3	4	(5)		ii)	什器・備品等設置業務	「資料10什器・備品等リスト(参考資料)」に示す什器・備品等の仕様は、事業者の提案により決定する。なお、本リストに掲げる什器・備品等の品目は必須であるが…とありますが、資料10什器・備品等リスト記載のNo.1～No.285までのすべてを調達するとのが必須との理解でよろしいでしょうか。	給食調理に支障のないよう調達していただければ結構です。
26	○		41	3	3	4	(5)		ii)	什器・備品等設置業務	「資料10什器・備品等リスト(参考資料)」に示す什器・備品等の仕様は、事業者の提案により決定する。なお、本リストに掲げる什器・備品等の品目は必須であるが…とありますが、資料10什器・備品等リスト記載のNo.168～No.199は重複していると思われるので、重複分は調達品目から免除して頂けませんでしょうか。	「資料10什器・備品等リスト(参考資料)」を修正します。
27			62	5	2					検収補助	前回回答によると当日納品は8時30分からとのことですが、8時納品は可能でしょうか。	不可とします。

要求水準書に係る質問一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
28		8								想定献立	新センターでの揚パン等の提供につきましては、年何回を想定しているでしょうか。	年1回から3回(学期に1回)程度を想定しています。
29		10								資料10什器・備品等リスト(参考資料)	備考欄に「別途」と書かれているのが散見されますが、この別途とは本調達業務とは別途に市で調達されるという理解でよろしいのでしょうか。	市では調達しません。「別途」は削除します。
30		10								資料10什器・備品等リスト(参考資料)	No.165「保存食用ざるかご」とございますが、どのような仕様の製品をどのような使い方をされているのか、ご教授願います。	冷凍庫に入れる前の保存食を仮置きしておくためのかごとして使用することを想定しています。
31		10								資料10什器・備品等リスト(参考資料)	No.165保存食用ざるかごの備考欄に「愛用力ゴ」とありますが、ご参考までに想定メーカー名、製品名、寸法、材質、仕様等の情報をお示し願います。	事業者の提案によるものとします。
32		14								厨房機器等参考仕様リスト	プレハブチルド庫 幅2300奥行1700 について、どういった食材の保冷を想定されているのか、用途をご教授ください。	野菜・魚肉類以外の食材の冷蔵を想定したものです。
33		14								厨房機器等参考仕様リスト	<下処理室/食品庫/仕分室>の四槽シンクについて、想定されている用途をご教授ください。	特に虫の付きやすい葉物野菜類等の洗浄を想定しています。
34		21								検収記録簿	営業日前日に納品される食材がありましたら御教示いただけますでしょうか。	平成25年11月の要求水準書への質問の回答(第1回)No.50を御参照ください。

落札者決定基準に係る質問一覧

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		2					解体・撤去業務	「アスベストやPCBに関する調査や処理方法について、具体的な提案がされているか」とありますが、PCBにつき現時点で提案者側が事前調査することは可能でしょうか。ご教示願います。	不可とします。

様式集(入札参加資格審査)に係る質問一覧

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		1	決算報告書 納税証明書	直近3箇年の決算報告書及び納税証明書につき、参加する企業が合併して発足した企業の場合、合併前の両者の資料をそれぞれ準備するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
2	○			入札参加資格審査に関する提出書類	(16)納税証明書について「直近3箇年」とありますが、未納の税額がないことを証明する直近の納税証明書(その3の3)を提出すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○			入札参加資格審査に関する書類について	納税証明書について、直近3箇年(書式自由)のものが求められておりますが、税務署様式の「納税証明書(その3の3)」で十分との理解でよろしいでしょうか。	No.2を御参照ください。

様式集(入札書類審査)に係る質問一覧

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(2)		提出部数等	様式集(入札書類審査)に係る質問一覧No.3において、「副本分について企業名の記載は不可とします。」と回答されていますが、企業名の記載不可であるのは「代表企業、構成企業、協力企業」の名称であって、優先ローンを調達する外部金融機関の名称は記載してもよいとの理解でよいでしょうか。	不可とします。
2	○		2			入札書類審査に関する提出書類における記載内容の留意点	「受付番号」はいつ交付されるのでしょうか。提案書に記載するため、参加表明書提出時には即日交付いただきたくお願いします。	参加表明書の提出と同時に交付いたします。
3	○	A-4				入札価格計算書	様式A-4の別表がそのまま事業契約別紙3の表になるとの認識でよいでしょうか？その場合、様式集(入札書類審査)に係る質問一覧No.9にて様式A-4の入札価格計算書は別紙を含めて9枚に訂正すると回答されていますが、事業契約書(案)契約書別紙に係る質問一覧No.16にて、「サービス対価の金額及び支払スケジュールについて「3種類の事業をまとめた金額での提案をお願いいたします。なお、各事業の内訳を別紙で提出いただくこととします。」とあります。事業別に内訳を提出するのであれば、様式A-4の枚数制限は15枚ではないでしょうか。(入札価格計算書1枚、別表①まとめ2枚、別表①内訳(給食センター、配膳室、解体 各2枚)計6枚、別表②2枚、別表③2枚、別表④2枚)	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。15枚に修正します。